



2. 「行政改革プラン」の策定

合併してまちの規模が大きくなったとはいえ、行財政基盤の健全化は自治体にとって必要不可欠なものであり、立ち止まることが許されないものであります。

私は、今まで両町が進めてきた行政改革の内容を再検討し、新たに安平町としての財政面も含めた中での行政改革を一体的に進める、『安平町行政改革プラン』の策定に着手し、安定した行財政基盤の確立を目指すため、重点的に行財政改革を進めていきます。

また、行政改革については、とかく削減される項目にばかりに目が向けられがちですが、中には一時的に経費は増大するが、最終的には経費の削減につながるものや投資効果がすぐに現れないもの、あるいは指定管理者制度や行政評価制度などのような新たな制度の導入などもあります。これらも含めた内容の検討を行うため、役場内部における検討組織や住民による検討組織の組織化を図り、広い視野と高い次元に立った、「新たな行財政システム改革」の検討を進めていきます。

3. 「中期財政計画(収支試算表)」の策定

国・地方を問わず、膨大な負債を抱え、危機的

な財政状況下にあることは、ご承知のとおりですが、国の不透明な三位一体改革や人口の一極集中化、少子高齢化などを要因とする不安定な社会経済情勢にかんがみ、合併協議の過程では10年間をめぐとした長期財政計画の策定をまちづくり計画と併せて策定してきたところであります。今後の動向を厳しく見据え、柔軟かつ弾力的な対応が可能となる財政運営を目指し、第1次安平町総合計画との整合性を図りつつ、計画性と実効性のある「中期(5か年)財政計画(収支試算表)」を策定します。

4. 「公共施設管理基金制度」の創設

分村して以来、約54年間の時を経て安平町が誕生したわけですが、この54年間に、旧両町とも大体同じ時期に大規模な公共施設や簡易水道施設などを建設してきました。

新しいものでは公営住宅の建て替えや公共下水道施設の敷設など、多くの公共施設が建設され、今後これらに要する修繕経費が今までにも増して増大していくことが予測されますことから、総合計画や財政計画との整合性、あるいは毎年度の決算状況などと照らし合わせながら、公共施設の大規模修繕等に備えた新しい基金制度として「公共施設管理基金制度」の創設を行います。